

へ進展した。そして、七月二〇日の第一臨調第三次答申（基本答申）は、国鉄の「分割・民営化」の方向を明確に提起した。

そうしたなかで七月二九日から開いた第四四回定期全国大会（東京・日比谷公会堂）において國勞は、これからの闘いの基調を骨子次のように決定した。

「自民党政が第二臨調の基本答申をうけ、われわれ労働組合や勤労国民・革新政黨の反対をおしきり強行した『国鉄再建特別措置法』さえかなぐりして、電電、専売とともに国鉄を根底から破壊する『分割・民営化』の攻撃をかけてくることは必至である。

第二臨調の国鉄破壊・公共交通放棄の政策に対して真っ向から反対し、今日まで築きあげてきた国民の財産としての国鉄をわが国の陸上交通の基幹的大動脈として位置づけ、さらに充実・強化し、国民の利便性、安全性を追求する『国民の国鉄をめざす民主化・政策要求』闘争と『合理化』反対闘争とを結合した闘いが、いつそ切実かつ緊急に求められている。

われわれは『親方日の丸』論や『国鉄労働者は働かない』といった思想攻撃を打ち破り、『働き、要求し、闘う』の作風を全組合員のものとし、みずから労働を通じて利用者・国民との連帯を深めるうえでの『親切・誠実』を地道に追求し、全組合員が参加する労働組合運動、そこなから生まれる創造性と自発性とエネルギーを結集して闘い抜く決意である。そして、この道に立つてこそ、みずから力を蓄積し、闘う労働戦線の統一と政治的統一戦線形成の基礎づくりにも貢献できると信じている。また、このことは國鉄労働組合の歴史と伝統を守り發展させる道すじでもある。」

第二節八〇年代前半の国労つぶし包囲網との闘い

一 マスコミの「国鉄問題」キャンペーン

「国鉄問題」キャンペーンと國労

一九八一（昭和五六）年二月二二日の『読売新聞』が、「国鉄労使、悪慣行の実態」「空港休日多く支障」などの見出しで第二臨調に提出された国鉄の「職場管理監査報告」を紹介したが、これはそれ以降半年近くに及ぶ反国鉄労働者キャンペーンの先駆けであつた。明け八二年にになると、二月二三日の『朝日新聞』が「赤字国鉄がヤミ手当」の見出しでブルートレインの検査係の添乗手当の支給問題を報道したこと为契机に、マスコミによつて大大々

的に「ヤミ手当」「職場慣行」などの問題が恣意的に報道され、国鉄労使関係問題が世の注目を集めた。つづいて『サンケイ新聞』が三月から四月にかけて「国鉄はほんとうに必要なのか」のシリーズもその連載し、国鉄の「破産・現象」問題をテーマに国鉄労働者説教の記事を特集した。

新聞ばかりではなく週刊誌も、「新聞ばかりでなく週刊誌も、『新聞が書けない『国鉄労働組合』（『週刊新潮』二月一九日号）、『国鉄一家の『ぐうたら体质』を衝く』もはや民活移行で喝をいれる」といった調子であった。また、テレビもいわば目に見える形で国鉄労働者の「働かない」姿を追いつけた。

折から国会では「行革」に関連して「国鉄の労使関係」が取り上げられ、民社党の塚本書記長は総括質問のなかで「国鉄がこんなに悪くなつたのはマル生反対の國労、労働の桐賀に管理者が屈し、人民管理的な運営になつたからだ」「諸悪の根源は現場協議制にあり、国鉄職員にもまじめな者がおり、國労や労働にもナラズ者でない者もいる」などと発言し、労使関係の再検討を要求した（二月一日）ことが、マスコミに報じられた。

また、国鉄問題を論議している第二臨調の募関係者も、論文發表というかたちで舞台に立った。第四部会長の加藤寛慶大教授は雑誌『現代』（八二年四月号）「行革爆弾提言出鉄解体すべし」を・同部会の屋山太郎参与は『文藝春秋』（八二年四月号）に「国鉄労使国賊論」をそれぞれ発表し、国鉄批判キャンペーントンに少なからぬ影響を与えた。

こうしたマスコミ報道は、国鉄改革論議が盛んな時期だけに、分割民営化やむなしとする世論形成に寄与したことは間違いない。後に臨調の參謀といわれた瀬島龍三は、「私どもは会談の内容を意識的・無意識的に外へ漏らしていく」という行き方をとつた。……意識的、無意識的にできるだけ外へ出していくことによって、マスコミがこれを取り上げていろいろ書いてくれる。それがまた國民に問題意識を与え、そして一つの流れができるいくと判断した」（八三年一二月三日、国策研究会）と述べて、作戦が功を奏したことを明らかにした。

反国鉄労使キャンペーンに抗して

一九八二（昭和五七）年二月二三日、國労は総評、新産別とともに国労批判キャンペーントンに抗すべく「反国労キャンペーントン対策本部」を国労本部内に設置し、公労協、國民の足を守る中央会議公

共交通優先國民共闘会議社会党国鉄対策特別委員会などといつそ

う密接な連携をとり、反国鉄労使キャンペーントンに対応することにした。

ついで三月九日、國労と勤労、全施労、全勤労の四組合がはじめて合同中央執行委員会を開き、「国鉄問題四組合共闘会議」を発足させた。同日、四組合共闘会議は、第二臨調の国鉄「分割・民営化」、「二〇万人体制などの策動に反対し、眞の国鉄再建をめざし四組合の統一要求実現に向けて諸行動を強化することを確認しあい、その結果を公表した（三月一九日）。そして、その調査結果にともづいて四組合共闘会議は、労働基準法や協約・協定の厳守を前提に、①正当な理由のない早退・遅刻・ボカ体は自肅する、②いわゆるヤミ勤は廃止する、③執務態度を厳正にしサービスの向上に努める、④拘束時間内の飲酒は止め、などの諸点を申し合わせ、「実態のともなわない手当は廃止し、制度化を要求していく」ことをそれぞれの下部機関に指示した。

国労は八二年五月一二日の中央執行委員会で、反国鉄労使者攻撃に対する当面の具体的な闘い方を、要旨次のように決定した。

一、全職場で全組合員による点検・摘発運動を行う。

二、点検ノートを全組合員がもち、一ヶ月間を行い、結果を分会で集約し、支部・地本で分析して問題を整理し、労基署・公労委等への提訴、マスコミ発表、団交等それぞれの対応をきめる。

二、当面の「職場規律改善」に対する態度として、次のことを実施していく。

- ① 現協協定の改定に反対するとともに、現協での確認・協定を守り、当局の一方的破棄に反対する。
- ② 第二三四回中央委員会および全国委員長・戦術委員長会議で意思統一してきた方向にまとづき職場討議を深め、組合が自主的・自覚的に意思統一をすすめていく。
- ③ 業務命令が出される場合、文書によることを要求する。
- ④ 現場段階で労使対立し問題が解決しない場合は地本へ上移するようにする。

勤務、労働安全衛生等については協定法規等を守らせる。
勤務・休憩時間等の一方的変更は認めない。
團交権・團結権は守り不當労働行為は断じて許さない。り
ボン、ワッペンの着用、横断幕の掲揚等は節目を設けて整然と行う。

なお、国労は憲測による反国労キャンーンと思われる新聞・週刊誌等の記事に対しても、その都度抗議すべく対応策を決め実施してきたが、そのなかでも『産経新聞』（三月三一日付朝刊の社会面）の記事は、「国労の職場闘争が新任の助役を自殺に追い込んだかのように描き出している」ことは黙認し難いものがあるとして、大分散言察署へ「名譽毀損」で告訴するとともに、同社代表取締役を相手どつて損害賠償謝罪広告を求める民事訴訟を提訴した（四月二三日）。

こうした状況のなかで、三月三〇日、国鉄問題に強い関心をもつ学者による「国鉄の自主再建を願う七人委員会」が発足した。メンバーは、都留重人（元一橋大学長）、中野好天（評論家）、沼田稻次郎（前都立大学長）、松本清張（作家）、大河内一男（元東大校長）、木下順二（劇作家）、矢島せい子（国民の足を守る全会長）といつた人たちで、①国鉄は国民の財産であり、効率化だけでなく国民の文化的福祉的な役割をもつことから研究する、②国鉄労使が自主的に正すべきは大胆に正し、労使協議を確立し、③利用者の立場を基本に研究し、注文し、問題提起や提言を行う、の三点を決めた。国労は、この七人委員会の研究会に要請があれば協力していく考えであつた。

さらに八二年七月八日、「国鉄労働者悪玉キャンペーン」に反撃する取り組みの一つとして、東京・新宿区の労働者・市民などにより「国鉄労働者をはげます集い」（四谷公会堂）がもたれるなど、国労批判キャンペーンに対する対抗行動が展開されるようになつた。また翌八三年一月一二日には、関西在住の国鉄問題を考える学者・法律家・文化人（黒田了一前大阪府知事など四六人）の呼びかけで「国鉄の経営問題を考えるシンポジウム」（大阪市立大学文化交流センター）が開かれ、臨調の本質と国鉄問題、国鉄危機打開の道、国鉄の労使関係・国鉄の労組にもの申す、経営形態論、労働実態などについて討論が行われた。

二 自民党「三塚委員会」の設置と活動

一方、自民党は一九八二（昭和五七）年二月五日に、国鉄基本問題調査会の下部機関として「国鉄再建に関する小委員会」（いわゆる三塚委員会）を設置した。ここでは主に国鉄労使問題を重点調査・審議がすすめられた。折から問題化していた国鉄の職場慣行などについて国鉄当局を追及する場ともなつたが、早いペースで検討が重ねられ、三月四日には「中間報告」が、四月一六日には後述のごとき「管理経営権及び職場規律についての提言」（第

一次）が提出された。

他方、時期を同じくして三塚委員会は、八二年三月二日付で国鉄の労務監査の重点職場一七四カ所の全管理者三三五七名を対象にした職場実態把握のためのアンケート調査と、それにあわせて現場管理者の「自主的」意見を求めた。アンケートの回答内容は、①管理者の休暇消化状況、②下位職務代行、③現場の状況、④悪慣行、ヤミ手当、⑤突発休、⑥リボン、ワッペンの着用状況、⑦業務命令、季変更権の行使、⑧管理者の一般作業対応、金銭供与、⑨組合の人事介入、昇給管理についての組合への事前相談等について五項目にわたり、系統区分別（営業、運転、施設、電気）および職場別に実施された。

さらに三月一八日には、国労の職場組織が強い職場とされた甲府駅大月保線区へ現場視察に出かけ、ついで三月三五日には小委員会のメンバーだけではなくマスコミ関係者をも同行して新宿保線支区視察を実施した。三塚委員長は、視察の結果「管理権を回復しない限り、いかなる施策も、絵に描いたモチでしかない」という意をもつて、国鉄の管理権確立のための諸方策を推進しなければならないと痛感した」と語った。

先のアンケート調査の集約結果も四月四日に発表されたが、そこでは「今や人民管理状態のなかで、数としては少ない管理者が身を挺し必死に国鉄を支えている状態ではあるが、その心身の疲労も極限に達しつつあることがうかがわれ、一刻も早く援助の手を差し延べなければ内部より発す孟嘗の芽は枯れはてる」と表明した。また、翌八三年一月一二日には、東京・新宿区の労働者・市民などにより「国鉄労働者をはげます集い」（四谷公会堂）がもたれるなど、国労批判キャンペーんに対する対抗行動が展開されるようになつた。また翌八三年一月一二日には、関西在住の国鉄問題を考える学者・法律家・文化人（黒田了一前大阪府知事など四六人）の呼びかけで「国鉄の経営問題を考えるシンポジウム」（大阪市立大学文化交流センター）が開かれ、臨調の本質と国鉄問題、国鉄危機打開の道、国鉄の労使関係・国鉄の労組にもの申す、経営形態論、労働実態などについて討論が行われた。

三 「大田労政」の展開とその特徴

いわゆる「太田労政」の展開

一方、自民党は一九八二（昭和五七）年二月五日に、国鉄基本問題調査会の下部機関として「国鉄再建に関する小委員会」（いわゆる三塚委員会）を設置した。ここでは主に国鉄労使問題を重点調査・審議がすすめられた。折から問題化していた国鉄の職場慣行などについて国鉄当局を追及する場ともなつたが、早いペースで検討が重ねられ、三月四日には「中間報告」が、四月一六日には後述のごとき「管理経営権及び職場規律についての提言」（第

一次）が提出された。

ついで四月一六日三塚委員会は「管理経営権及び職場規確立に関する提言」をまとめ、「国鉄の労使関係の実態は、予想を占る荒廃ということに尽きる」との認識を示し、その原因は「生産性向上運動の中止とその事後処理に誤りがあつた」こと、および「労働問題の処理すべてに優先するという経営責任者の姿勢にある」旨強調し、「労使関係是正の方策」について提言した。すなわち、
「生産性運動中止以降、管理者の力は著しく弱体化し、組合の主導権のもと、ヤミ協定、悪慣行が数多く蓄積され、働き度が下がる、とともにサービスは低下し、職場の規律もさわめて悪化しており、世間一般的の常識的な労使関係から取り残された状態となつてゐる」。具体的には、「二〇二億円損賠訴訟の遅延、違法ストに対する处分の形骸化、ビラ貼り、落書き等の放置、人事に対する組合の介入、どれをみても違法精神が労使の力関係の前に屈した結果であり、経営の責任者がこれを認ないし看過したことは否定できない。労使関係は正にあたつてまず矯すべきはこのような姿勢である」として、「法とルールを守り抜くといふ違法精神の確立と管理者の一休感の回復」を要請したうえで、①管理体制の強化（管理者の奴隸的状態解消・待遇改善、管理権の適正行使）、②現場協定の破棄、③ヤミ協定、悪慣行の即刻無効、④違法行為ストに対する厳正な措置、⑤違法ストに対する刑事罰、⑥国鉄に損害を与えた場合の求償権行使、⑦昇給・昇格協定の見直し、⑧生産性運動挫折時の約束事（紛争対策委員会の覚え書等）の破棄、⑨合理化の促進、⑩配転協定に関する組合側の解釈によらない円滑な配転、⑪新人社員教育の実施、⑫便益供与の即刻是正、⑬兼職議員の禁止、⑭乗車証制度の見直し、⑮二〇二億円損賠裁判の促進などについて、「即刻行動を起こすべき」と注文をつけた。

この「提言」は、自民党総務会で討議決定され、運輸大臣と国鉄裁へ伝達された。そして六月一五日と七月二日には、三塚委員会の手による二次にわたる「国鉄再建のための方策」が発表され、八七年を目途に国鉄の四島分割民営化を示唆した。

正な措置を講じることが必要である」との指示を出した。

これをうけて国鉄当局は、翌日ただちに「職場規律の総点検および是正について」と題する総裁通達を全国に発した。その点検項目は、(1)悪慣行・ヤミ協定等(勤務関係と作業執務関係、その他)、(2)現協制度の運用実態(③昇給・昇格・昇職問題、④管理者問題(下位職務・年休消化など)、(5)服装・接客・サービスの実態などを、総点検し報告せよといしたものであった。さらに、全国の現場管理者に総点検に関する事務連絡を送達し、その徹底を指示した(三月一〇日)。そして、四月二三日にいたつて当局は、四八三ヵ所(集計四四三九カ所)を対象とした「職場規律の総点検結果について」を運輸大臣に提出した。こうした当局による職場規律問題の総点検が、自民党三塚委員会の職場巡察などの活動と同時に並行的にすすめられていたことは、先に見てきたとおりである。

さて、この間、国鉄本社の太田知行職員局長をはじめとする当局幹部や現場管理者の内部告発が自民党やマスコミに流され、また八二春闘直前に意図的な職員局の人事異動、首脳陣の更迭が矢張り早に行われた。そして、五月一七日の臨調第四部会の報賀六月二五日の自民党三塚委員会の「国鉄再建方策」発表、七月一五日の当局のブルートレイン乗務旅費手当返還訴訟提起など、反国鉄・反国労包囲網が外では散かれ、内に向かっては長年積み重ねてきた八二春闘の一方的な破壊(労使協議の事実上の中止、現協制度協約等の破棄形骸化)、国労組織の否認という攻撃が強まってきた。こうした動向は、政府・自民党が「行政改革」をすすめているという姿を国民党に示し、また国鉄の「分割・民営化」という口号を糾弾する決議を行い、内外に発表した。それは、「太田労政」が國労やこの時期の労働を否認する姿勢を顕著にとり始めたことと、二月の自民党三塚委員会設置と深いかかわりをもつていることを指摘したうえで、次のように決議していた。

ついで七月九日の全国委員長・戦術委員長会議では、「当面の闘争のすすめ方と課題」を中心協議するとともに、「太田労政」を糾弾する決議を行った。それは、「太田労政」が國労やこの時期の労働を否認する姿勢を顕著にとり始めたことと、二月の自民党三塚委員会設置と深いかかわりをもつていることを指摘したうえで、次のように決議していた。

「われわれは『太田労政』を認めてる総裁以下の首脳陣に警告する。国鉄当局はこの労働組合否認の態度をとるのかどう力はつきりさせるべきである。

① 中央執行委員会は重大な決意に立つて『太田労政』の転換を確立する。

② 地方においては、『太田労政』がもたらす職場の混亂を防止を確立する。

③ 中央・地方は緊急に協力し、国鉄再建にとつて障害となる

④ このような非常事態のために、本部をはじめ全国各級期間と全組合員は一枚岩の团结をさらにうち固め、総力をあげてい

かかる攻撃にも対応できる態勢を早急に確立する。」

「太田労政」を糾弾する決議

第三節 第二臨調「基本答申」と国労の対応

八二年五月二六・二八日の三日間にわたつて行われた第一三五回拡大中央委員会では、「マル生」以上の未曾有の攻撃にさらされつあるとの緊迫した情況認識のもとで、臨調路線・反国労労働者攻撃との闘いをどのようにすすめるか、をめぐつて討論が行われた。議論の重要性に鑑みて一日目の討議は非公開とされ、当

面の方針が決定された。闘争方針の中心は、「国鉄労働者と国労に対する攻撃をいかにはね返し反撃に転ずるか」にあつたが、すでに提起してある「みずから正すべきは正す」とした方針を実践し、加えて①全組合員の自覺的団結の確立、②全国鉄労働者の統一行動の強化③自民党・政府・国鉄当局を包囲する諸活動④職場からの抵抗と反撃を基本に具体的な行動を展開していく方針を打ち出した。

一 第二臨調の国鉄「分割・民営化」答申 第二臨調の国鉄「分割・民営化」答申

一九八二(昭和五七)年に入り、第二臨調第四部会での論議が公社の分割民営化で固まつたとの報道も流れているが、第四部会は四月一七日に国鉄の分割・民営化の方針を確認し、四月二〇日に素案をまとめ、五月一七日、三公社とも現在の公社制度を廃止し、電力公社専売公社の民営化、国鉄の分割・民営化を内容とする部会報告を提出した。そして、七月三〇日の臨調第三次答申(基本答申)は、各部会の報告をベースとしてまとめられ、国鉄に関しては明確に分割・民営化の方向を示した。

基本答申はまず、「公共性と企業性の調和という理念に基づき設立された」公社の現状をみると、「企業性が發揮されているとはいはず、その結果、果たすべき公共性さえ損なわがちであり、公社共性と企業性の調和を理念とした公社制度に大きな疑問が生じてゐる」と制度改革の必要性を説き、次のような公社制度の問題点をあげた。すなわち、①公社幹部の経営に対する姿勢について、国会や政府による外部干渉が経営責任を不明確にし、安易感を生み、労使関係でも当事者能力が不十分なため、賃金を除く他の勤務条件で安易な妥協をしている、②労働者の側にも、決して倒産することのない公社制度の上に安住し、違法な闘争を行うなど、公社職員としての自覚、義務感の喪失さえ招いている、③公社に対する国民の過大な期待が、公社の経営に負担をかけ、効率性を阻害する要因となつていて、といふ。そして、以上の問題を解決するためには、「單なる現行制度の手直しではなく、公社制度そのものの抜本的改革を行い、民営ないしそれに近い経営形態に改めが必要がある」という基本的立場を明確にしていた。

ついで基本答申は、国鉄財政の現状とその原因にふれたりうえで、「国鉄にとって最も必要なこと」として、①経営者が、経営責任を自覚し、それにふさわしい経営権限を確保し、企業意識に徹し、難局に立ち向かうこと、②職場規律を確立し、個々の職員が経営の現状を認識し、最大限の生産性を上げること、③政治や地域住民の過大な要求等外部の介入を排除すること、などの三点を上げ、「これらのこととは、単なる現行の公社制度の手直しどと、個別の合理化計画では実現できない。公社制度そのものを抜本的に改め、責任ある経営、効率的経営を行い得る仕組みを早急に導入すると